

地域生活支援拠点等の整備・課題について

1. 地域生活支援拠点等の整備の必要性

国では、障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活できるようにするため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、**平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つの地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な整備）を整備**することとしている。

久留米市では、「第5期久留米市障害福祉計画・第1期久留米市障害児福祉計画」において、1つの地域生活支援拠点等の整備を目指すこととしている。

2. 地域生活支援拠点に備える5つの機能

(1) 相談

コーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談等の支援を行う機能

(2) 緊急時の受け入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保したうえで、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

(3) 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

(4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

(5) 地域の体制づくり

コーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

3. 平成30年度 第2回計画推進部会における委員意見

- * これまでの計画推進部会では、他市の事例紹介を含めて、拠点等が担う一般的な役割について確認した。

<各委員の意見は以下のとおり>

- * 緊急時の受け入れについて、ビジネスホテル等の民間宿泊施設や高齢者の施設の利活用も検討してはどうか。

- * 体験の機会・場として、市営住宅を活用してヘルパーを派遣することを検討してはどうか。
- * 拠点等に係るグループホーム整備として、施設整備補助金を優先的に付ける。
- * 市の空き地や建物の空き部屋を活用して整備できるのではないかな。
- * 現状、強度行動障害に限らず、短期入所を見つけるのは困難な状況にあるため、緊急時の受入先は確保する必要がある。
- * 緊急時受入れの際の移送の問題を解決すべき。
- * 緊急時の受入先として民家の活用を検討。

4. 「緊急時の受け入れ・対応」について

- * 令和元年度は、令和2年度の拠点整備完了に向けて、拠点等が担う5つの役割について、久留米市として必要な機能について具体的に協議し、その後、各機能を担う機関や構築すべき仕組みを検討したい。
- * 第1回計画推進部会においては、委員の関心が高く、最も懸案となることが想定される「緊急時の受け入れ」について協議したい。
- * なお、「緊急時の受け入れ・対応」を整備するにあたって、解決すべき項目として、「受入先」、「対象者」、「一次対応者」、「コーディネーター」が考えられるので、以下で項目別に検討する。

(1) 受入先

- * 既存の社会資源の活用を前提にするため、久留米市内の障害福祉サービス事業所の利用状況を調べた。

久留米市内のグループホーム・入所施設・短期入所事業所の利用状況

<調査日：令和元年5月15日～5月23日>

(令和元年5月現在)

	施設種類	事業所数	定員数	受入れ可能人数(※2)
1	グループホーム(※1)	58事業所	353人	31人
	うち、看護職員を配置するなど医療連携が図られている事業所	21事業所	161人	14人
2	入所施設(※1)	12施設	544人	27人
	うち、強度行動障害支援者研修修了者を配置している施設	7施設	352人	16人
3	短期入所(単独型)	1事業所	2人	0人

(※1) 併設されている短期入所を含む。

(※2) 受入れ可能人数には、緊急時受入れ枠での受入れ可能人数を含む。

上記の結果より、

* 既存の社会資源（上記の表）において、一定数の空室は確保されている。

* だが、以下3点の懸念がある。

- ① グループホームにて、バリアフリーに未対応なものが多い。
- ② 行動障害、自傷他害行為のある人の受入れが困難な事業所・施設が多い。
- ③ 突発的な受入れが難しい事業所・施設が相応にあることが考えられる。

(2) 対象者

* 「緊急時の受け入れ」において、想定される利用予定対象者は以下のとおり。

	対象者	事前 登録	障害 サービス	前提条件（課題）
1	身体・知的・精神 障害者	○	○	
<利用にあたり配慮が必要>				
1	強度行動障害	○	○	行動障害に対応できる職員が必要
2	重度心身障害 (医療的ケア含)	○	○	医ケア対応看護師が必要 医療機器が必要
3	触法障害者	○	○	
4	虐待	△	△	秘匿性が必要

(3) 一次対応者（平日・日中）

* 上記(2)のうち、利用にあたり配慮が必要な対象者の「平日（日中）」情報を把握し、他機関へ調整を図る一次対応者には、以下の関係者が考えられる。

	対象者	対応者
1	強度行動障害	相談支援事業所、サービス事業所、訪看、 基幹相談支援センター 等
2	重度心身障害（医ケア）	相談支援事業所、サービス事業所、訪看、 基幹相談支援センター 等
3	触法障害者	相談支援事業所、サービス事業所、 基幹相談支援センター 等
4	虐待	ふくおかネット、障害者福祉課 基幹相談支援センター 等

(4) 一次対応者（夜間・休日）

*上記（2）のうち、利用にあたり配慮が必要な対象者の「夜間や休日」の情報を把握し、他機関へ調整を図る一次対応者として、現在対応できる関係者は固まっていない。

	対象者	対応者
1	強度行動障害	
2	重度心身障害（医ケア）	
3	触法障害者	
4	虐待	ふくおかネット

*休日・緊急時対応として、類似の社会資源として、以下のものがある。

① 見守りネットワーク（見守りホットライン）【所管：地域福祉課】

- ・地域の方や事業者の協力のもと、日常の活動や業務の中で、「いつもと違う」など異変に気づいた場合に、市が開設する通報窓口の「くるめ見守りほっとライン」（24時間365日受付）に通報。
- ・通報を受けた場合は、市の関係部局や消防署、警察署、民生委員・児童委員などと連携し、安否確認や必要な支援を行う。

② 緊急通報システム【所管：障害者福祉課】

- ・一人暮らしの高齢者や身体障害者の方に対し、緊急通報機器を貸与することで、生活の安全を確保するサービス。
- ・緊急通報装置のボタンを押すと警備会社に通報し、本人の安否確認や、必要に応じて警備員の駆けつけや救急車等の要請を行う。

③ 障害者虐待ホットライン【所管：障害者福祉課】

- ・虐待の通報や届出を受けて、事実確認や安全確認を行い関係機関とともに対応方法を協議して、解決に向けた支援を行う。
- ・障害者虐待の防止、虐待を受けた障害者の保護のための相談・指導・助言など24時間受付

(5) コーディネーター（夜間・休日）

*夜間・休日の一次対応を、仮に上記の既存の社会資源で対応した場合、短期入所事業所への繋ぎとしてのコーディネーターを、誰が担うのかが課題。

(6) 「緊急時受け入れ・対応」拠点整備に係る助成メニュー

① 施設整備のための補助金

*緊急時の受け入れに対応するための、大規模修繕等を含む施設整備については国

庫補助を活用できる。

「社会福祉施設等施設整備費補助金」(事業者負担 1 / 4 以上)

・平成 30 年度整備方針 (例)

<優先的な整備対象について>

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた観点から、地域で安心して暮らせるよう、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性、対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保、養成、連携等による専門性の確保等の機能を備えた拠点の整備を図るもの

② 短期入所事業所の職員への報酬

* 緊急時の受入れ・対応の機能強化として、国の障害福祉サービス等報酬改定が行われている。

	従来	平成 30 年度以降
緊急短期入所受入加算 (I)	1 2 0 単位 / 日	1 8 0 単位 / 日
緊急短期入所受入加算 (II)	1 8 0 単位 / 日	2 7 0 単位 / 日
定員超過特例加算	5 0 単位 / 日	5 0 単位 / 日

(7) 課題

* 「緊急時の受け入れ・対応」について、上記 (1) ~ (6) を踏まえて、以下の課題がある。

- ① 既存施設では受け入れが難しい人の受入先について、どう確保するのか。
- ② 介護者のレスパイトなど計画的ではない「突発的」な緊急時受け入れについて、どこが担うのか。
- ③ 休日・夜間のコーディネーターを、誰が担うのか。
- ④ 主な対象者をどうするのか。